

# 令和3年度事業計画書

令和2年はコロナ禍に翻弄された1年であり、国民生活はもとよりあらゆる産業で戦後最大の経済の落ち込みに直面し、トラック業界においても多大な影響を受けることになった。特に当県にとっては、令和元年10月の台風19号で甚大な被害を受け、復興途中での新型コロナウイルスの発生で、その影響は計り知れないものとなった。

令和3年度の我が国経済は、緩やかに回復するものの回復ペースは緩慢なものとの見通しであるが、新型コロナの影響が長期化し、経済の停滞と「新たな日常」の流れの中でどのように事業を継続していくか当分は手探りの状況が続くものと思われる。

そうした厳しい状況にあっても、エッセンシャルワーカーとして社会からの期待に応え、国民生活と経済のために懸命に現場で努力しているトラックドライバーの労働環境を改善することが喫緊の課題となっている。更には令和6年度から運転者の時間外労働時間960時間の上限規制が適用になることから、効率化と生産性の高い輸送体制を構築する必要がある。

以上の経過から、令和3年度は令和2年度に実施した事業に加え、以下の事業を追加、強調して取り組むこととする。

## 1. 新型コロナウイルス対策の取り組み

新型コロナウイルスの直接・間接的な影響は従来にはなかった様々な課題や制約が生じることになる。また、当県トラック協会だけで解決する課題だけではなく、行政からの要請対応や関係機関等との調整が必要になることもあるが、感染防止を優先し、会員の負担軽減を図りながら都度臨機応変に取り組むこととする。

## 2. 標準的な運賃の普及・促進

令和2年4月に告示された「標準的な運賃」は「荷主対策の深度化」や「規制の適正化」とともに改正貨物自動車運送事業法の柱であるが、令和5年度末までの時限措置ということから、国への運賃変更届提出と関係荷主への交渉を早期に実現できるよう取り組みを推進する。

## 3. Gマーク認定の推進

輸送の安全確保は最優先であり「事業用自動車総合安全プラン2020」に代わって今後新たに設定される総合安全プランの目標達成に向けて推進する。そのためにも安全性優良事業所（Gマーク）の認定取得率を上げ、もって会員全体の安全輸送のレベルアップを図り、県民への認知度向上を推進する。

以上を踏まえて、全日本トラック協会と緊密な連携のもと、下記事項を重点に諸活動を推進する。

## [事業項目]

1. 新型コロナウイルス対策の取り組み
2. 安全輸送の実現と社会的地位向上のための施策の推進
  - (1)交通安全対策
  - (2)環境対策
  - (3)社会的地位向上のための対策
3. 適正化事業及びGマークの認定の推進
4. 標準的な運賃の普及・推進
5. 補助事業の取り組み
6. 労働対策の推進
7. 規制・税制に関する要望等の展開
8. 広報活動の推進
9. 組織強化への取り組み

## [事業内容]

### 1. 新型コロナウイルス対策の取り組み

令和2年度途中に緊急コロナ対策として、会員への不織布マスクの配付、コロナ感染症予防対策物品購入助成事業、信用保証料の一部拡充、トラックドライバーに対する感謝と応援を募り新聞掲載した広報活動、リモート会議用のPC整備などを実施したが、令和3年度においても当面は感染症予防対策物品購入助成事業を実施し、新型コロナの感染状況を勘案しながら柔軟かつ効果的な施策を展開する。

理事会、委員会については、新型コロナの状況を踏まえながらリモート会議や書面協議の活用を含めて開催し、各種事業の運営方法については都度関係者と検討し、事業が停滞しないように努める。

トラックドライバーに対する偏見や差別を排除するため、関係機関と連携しながら要請等を行う。

### 2. 安全輸送の実現と社会的地位向上のための施策の推進

#### (1)交通安全対策

- ・事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を令和7年度までに達成すべき

国が定める目標値を実現するため、制限速度の厳守、過積載及び過労運転防止の徹底、車両点検整備の励行等更なる事故防止対策を推進する。

- ・飲酒運転については、運送事業の根幹にかかり業界全体の信用失墜に繋がるもので、点呼時の確認と不断の指導を徹底し飲酒運転根絶意識の向上を図る。

- また、道路交通法の改正による妨害運転（あおり運転）の防止、信号機のない横断歩道での歩行者優先（一時停止）の徹底などプロドライバーとしての意識醸成を図る。

- ・事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針の強化に対応するため、ドライバー教育テキストを活用したトラックドライバーの初任運転者教育等について、実施体制等を強化し、交通事故防止の実効性向上を図る。

- ・「正しい運転・明るい輸送運動」及び「プロドライバー事故防止コンクール」の実施、交通安全運動への積極的参加等により、事故防止意識の高揚と輸送の安全確保に努める。

- ・安全意識及び運転技能の向上を図るために「トラックドライバー・コンテスト」を継続実施する。

- ・交通事故実態に即した事故防止セミナー、定期健康診断結果の有効活用セミナー（新規）、睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策 WEB セミナー（新規）、健康起因事故防止セミナー、プラン2025目標達成セミナー（仮称）（新規）を開催し、効果的な交通事故防止対策を展開する。

- ・運転者の運転中の体調急変による事故防止のため、健康診断と脳検診を通じて健康管理の徹底を図る。

- ・各種交通安全運動期間中には、営業所に懸垂幕を掲示するとともに、車両の前面に「交通安全運動実施中」の横断幕を取付けて運行することにより、ドライバー等の安全意識の高揚を図る。

- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部、長野県トラック交通共済協同組合との連携を強化し、安全運転講習会を開催する等交通事故防止、労災事故防止対策を推進する。

- ・県内の高齢者クラブに腕章式反射テープ等を寄贈し、薄暮時や夜間の高齢者の事故防止を図る。

## (2)環境対策

- ・「新環境基本行動計画」を踏まえ、エコドライブ及び先進環境対応車の導入の促進、実車率及び積載率の向上や車両の大型化等輸送の効率化、環境啓発活動を推進する。

- ・CO<sub>2</sub>削減、省エネ対策の一環として、ドライバー等に対し駐停車時のアイドリングストップの徹底を図る。

- ・長野県の森林整備に資するため、「長野県有林オフセット・クレジット創設プロジェクト」等に積極的に対応する。
- ・環境に配慮した経営を確保するため、グリーン経営認証制度等の普及を図る。
- ・排出ガスの削減等環境対策に資するとともに、コスト削減、安全運転の実効をあげるため、省エネ安全運転研修会を開催する。

### (3)社会的地位向上のための対策

- ・運転者の労働条件の改善を図り、併せて適正取引を推進し企業経営の安定化等の実現に向けて積極的に取り組む。
- ・トラック運送が社会生活や経済に不可欠な「エッセンシャル事業」であることを更に広く認知されるように啓蒙に努める。また、トラックドライバーの不当な差別や偏見に対しては適時適切に対応する。
- ・「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」等の活用を通じて、時間外労働の上限規制等働き方改革関連法の内容や対応策を周知するとともに、働き方改革関連法への対応状況等を把握する
- ・高等学校等に対し、業界の理解促進及び会員の求人情報等を提供するなど、高校生等に対する業界への採用促進を図る。
- ・女性ドライバーの雇用促進に向けた働き方や荷役機械の導入等による省力化の推進など、女性が働きやすい職場環境の改善について検討する。また、女性部会の設立に向け検討する。
- ・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善長野県地方協議会」においては、実施したパイロット事業の一定の結果が出たが、好事例の普及に努め、新たな業種について改善事項を抽出し、荷主との連携による生産性向上の取り組みを実施する。
- ・原価意識強化及び適正運賃収受に繋がる「原価意識強化セミナー」等を開催する。
- ・これまでの大規模災害及び令和元年の台風 19 号災害対応等を踏まえた緊急物資輸送体制の充実を図るとともに、昨年締結した「家畜伝染病発生時における防疫資材の緊急輸送に係る協定」について体制を構築し、トラック事業の社会的責任を果たす。
- ・大規模災害時等における緊急輸送車両の燃料供給を確保するため、トラック運送事業者の自家用スタンドを活用した給油ネットワークの整備を推進する。
- ・長野県総合防災訓練に参加し、大規模災害発生時の緊急支援物資輸送対応の整備を推進する。また、会員事業者やトラック協会役職員等を対象とする研修を開催し専門家の育成に努めるとともに長野県との連携の充実を図る。
- ・引越事業者優良認定制度の普及促進を図るとともに、一般消費者の認知度を向上

させるための積極的な周知活動を行う。また、引き続き引越講習（基本講習、管理者講習）を開催し、法令等の周知徹底を図る。また、引越し繁忙期の周知を図る。

・運賃と料金の区別や附帯作業の内容が明確化された標準貨物自動車運送約款、契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて、トラック運送業界並びに荷主に対して更なる周知を行い、普及・定着を図る。

### 3. 適正化事業及びGマークの認定の推進

・巡回指導、新規事業者、総合評価が低い事業者など指導の必要性が高い事業者を念頭に、優先度に応じた指導内容及び巡回頻度で行い、法令遵守の徹底について効果的・効率的に推進する。

・関係行政機関と連携し、新規参入事業者に対する新規巡回指導及び悪質性の高い違反項目に係る速報制度並びに乗務時間等告示違反事業所に対する労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。

・適正化事業の中立性と透明性の確立を推進するため、外部委員による適正化事業実施機関評議委員会を開催する。

・巡回指導等を通じて、社会保険、労災保険等未加入事業者に対し、社会保険制度に関する周知を図るとともに、加入の徹底を的確に指導する。

・適正化実施機関としての業務の効率化を図るとともに、研修を通じて適正化事業指導員の更なる資質の向上を推進し、指導体制の充実・強化を図る。

・安全性優良事業所（Gマーク）の認定取得率を向上させるため、新規認定取得会員の増加に向けて更に積極的に取り組む。

これまでは主に当該年の新規申請予定者と更新申請者に対する各地区での説明会であったが、未取得者に広く参加を促し、個別にサポートしながら積極的に新規認定取得を推進する。また、Gマーク事業者に対して補助事業など新たなインセンティブを検討する。

・Gマークデザイントラックを走行し、一般消費者や荷主等に対しGマークの安全優位性について啓発を行うなど、Gマーク事業所の利用促進を図る。また、Gマーク事業所を新聞に掲載し、県民にGマークの認知度を上げる。

・Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

・運輸安全マネジメント評価制度について周知するとともに、一層の定着と取り組みの深度化、高度化を図るため、官民一体で普及・啓発活動を推進する。

・公正な事業活動を確保するため、過労運転、過積載運行、名義貸し、白トラ等の輸送秩序を阻害する行為の防止対策を積極的に推進するとともに、関係行政機関との連携を一層密にして違法行為の排除に努める。

- ・トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画の内容について、会員事業者及び荷主へ更なる理解促進を図る。

#### 4. 標準的な運賃の普及・促進

- ・全日本トラック協会と共同で「標準的な運賃」活用実践セミナーを開催し、原価意識の強化、交渉に必要な説明方法、届出手続きなどを習得し、適正運賃収受に繋がるようにする。
- ・各種委員会、各地区輸送協議会・地区トラック協会の総会等を活用しながら内容や届出の周知を図る。
- ・荷主等に対して、「標準的な運賃」がトラック運送業界の健全な発展のために必要な制度であることを理解してもらえるよう積極的な周知活動を行う。

#### 5. 補助事業の取り組み

- ・会員事業者の支援体制をより一層強化するため、次の助成事業を行う。

##### 【重点助成事業】

- ・コロナ感染予防物品購入助成事業
- ・安全装置等導入促進助成
- ・環境対応車導入促進助成
- ・脳 MRI 等検診受診助成
- ・EMS 機器等導入促進助成

##### 【一般助成事業】

- ・運転者適性診断費助成
- ・運行管理者講習費助成
- ・整備管理者研修費助成
- ・運転記録証明書取得助成
- ・ドライバー等安全教育訓練促進助成
- ・睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成
- ・ASV装置導入促進助成
- ・ドライブレコーダ機器導入促進助成
- ・衝突防止警報装置導入促進助成 廃止

- ・アルコール検知器導入助成
- ・一般定期健康診断受診費用助成
- ・血圧計導入促進助成
- ・~~インフルエンザ予防注射助成~~ 廃止（令和2年度限り）
- ・初任運転者講習受講助成
- ・アイドリングストップ支援機器導入促進助成
- ・交通環境改善事業認証取得助成
- ・信用保証協会保証料助成
- ・免許取得促進助成
- ・フォークリフト運転技能講習費助成
- ・経営診断受診促進事業助成
- ・中小企業大学校講座受講促進助成
- ・インターンシップ導入促進支援事業助成
- ・自家用燃料供給施設整備支援事業助成
- ・緊急物資輸送燃料備蓄事業助成
- ・近代化基金融資利子補給助成

## 6. 労働対策の推進

・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善長野県地方協議会」について、国土交通省及び厚生労働省等と連携を図り、協議会が引き続き適確に運営されるよう、北陸信越ブロック管内のトラック協会間の意見・情報交換を行うとともに、広報活動等に取り組む。

・国土交通省及び厚生労働省等と連携を図り取引環境と長時間労働改善に向けたガイドラインの普及促進を図る。

・「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」を活用した健康起因事故防止対策を推進するとともに、メンタルヘルス対策強化について普及・啓発を図る。

- ・トラック業界の労働力を確保し定着を図るため、若年者、女性及び高齢者の採用活動等について労働力の確保対策を推進する。

- ・「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」や啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図るとともに、過労死等予防対策の普及・促進を図る。

- ・安全衛生管理の徹底と「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。

- ・ドライバーが計画どおり運行し、労働関係法令を遵守できるよう、高速道路のSA・PA、道の駅等における駐車スペースの確保・拡充について、関係機関に対し要望を行う。

- ・働き方改革関連法について、その内容や対応について会員事業者にも周知徹底を図るとともに、必要に応じて関係行政機関と情報交換等を行う。

- ・当面する労働諸問題について、物流政策懇談会を開催し、行政、労働組合との意見交換を行う。

## 7. 規制・税制に関する要望等の展開

- ・特殊車両通行許可制度の遵守の徹底を図る。

- ・車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置の運用について、実態を踏まえた要望活動を国土交通省等に対し行う。

- ・軽油引取税は、一般財源化により本来国民が公平に負担すべきであるにもかかわらず、「当分の間税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられており、税負担の公平の原則に著しく反しているため、軽油引取税の旧暫定税率の廃止に向けて、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。

- ・自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現に向けて、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。また、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合には、これを阻止するための要望陳情活動を行う。

- ・高速道路の利用を更に促進するため、高速道路料金の大口・多頻度割引最大50%の継続・恒久化及び深夜割引等の拡充など、更なる割引制度の充実に向けて、政府与党や関係機関に対して積極的に要望活動を展開する。

## 8. 広報活動の推進

- ・トラック輸送についての正しい理解の促進を図り、トラック運送事業の社会的地位の向上に資するため、各地域において地域密着型の「トラックの日」のイベントを開催するとともに、報道機関を活用した広報活動を展開する。

- ・政府・与党及び関係行政機関等に対し、自動車関係諸税の見直し・簡素化、高速道路通行料金の引き下げ、取引の公正化等重要な課題・取り組み等について、各種メデ



ィアを活用し、積極的にトラック運送業界の意見公表と周知対策を行う。

- ・荷主等に対しトラック運送業界の現状を訴えるとともに、適正運賃收受をはじめとした適正取引推進、安全性評価事業（Gマーク制度）及び引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及促進に向けて、各種メディアへのPR活動を展開する。

- ・Gマーク制度の認知度向上のため、全日本トラック協会主導で「Gマークラッピングトラック」を導入してきたが、長野県トラック協会としても「Gマークデザイントラック」を導入し、PR活動を高める。

- ・労働力確保及び業界イメージ向上のため、引き続きテレビ・ラジオによるPR活動を展開する。

- ・荷主ニーズの把握と意見交換等による意志疎通を図るため、荷主向け物流セミナーを開催する。

- ・引越繁忙期において、サービスレベルや輸送品質を保持するため、分散引越の周知活動を推進する。

## 9. 組織強化への取り組み

- ・各地区輸送協議会(各地区トラック協会)とは引き続き連携・協調して円滑な協会活動に取り組む。

- ・協会活動を活性化するため、会員の積極的な参加を求める活動を推進するとともに、広く未加入事業者の協会加入促進を図り、組織力の強化に努める。

- ・事業後継者並びに青年経営者を育成するため、青年部において実務に即した研修事業を実施する等より一層の充実を図る。

- ・業界での女性の活躍を推進するため、女性経営者等を構成員とする女性部会の設立について検討する。

- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部、長野県トラック交通共済協同組合と連携して、協会事業の効率化を推進し、関係団体と共々事業の発展を図り、会員事業者の利便に供する。

- ・令和2年度は長野県トラック会館北面防水・塗装工事、諏訪トラック研修会館外壁・屋根塗装防水工事、佐久地区トラック研修会館外壁改修工事を予定通り終了したが、令和3年度は長野県トラック会館西面・東面・南面塗装工事、下伊那トラック研修会館外壁改修工事を実施する。